

半田福祉ふれあいプール
管理業務仕様書

令和8年5月
半田市

管理業務仕様書

以下の資料は半田福祉ふれあいプールの保守点検業務や、委託業務等の仕様書です。

指定管理者は、これらの業務内容を把握し、最低限これらと同等以上の管理業務を実施してください。

- (1) 事務管理業務関係（別紙仕様書No. 1）
- (2) 受付業務関係（別紙仕様書No. 2）
- (3) トレーニング室運営業務関係（別紙仕様書No. 3）
- (4) トレーニング機器関係（別紙仕様書No. 4）
- (5) 清掃業務関係（別紙仕様書No. 5）
- (6) 自主事業関係（別紙仕様書No. 6）
- (7) 自家用電気工作物保安業務関係（別紙仕様書No. 7）
- (8) 消防設備保守点検業務関係（別紙仕様書No. 8）
- (9) 浄化槽設備保守点検業務関係（別紙仕様書No. 9）
- (10) プール監視及び機械運転管理業務関係（別紙仕様書No. 10）
- (11) 機械設備保守点検業務関係（別紙仕様書No. 11）
- (12) ガス検知警報設備保守点検業務関係（別紙仕様書No. 12）
- (13) 自動ドア設備保守点検業務関係（別紙仕様書No. 13）
- (14) 排煙・換気設備保守点検業務関係（別紙仕様書No. 14）
- (15) ウォータースライダー設備保守点検業務関係（別紙仕様書No. 15）
- (16) 建物警備業務関係（別紙仕様書No. 16）
- (17) 駐車場案内業務関係（別紙仕様書No. 17）
- (18) 草刈業務関係（別紙仕様書No. 18）

事務管理業務仕様書

この仕様書は、半田福祉ふれあいプール（以下「プール」という。）の事務管理業務等について、適正かつ円滑に業務を遂行するための大要を示すものです。従って、本仕様書に記載のない軽易な業務についても、プール施設の管理運営上必要と認める場合は、誠意をもって業務を実施してください。

1 共通事項

- (1) 勤務を要する日及び時間等は、特別な指示がない限り別表のとおりとすること。
- (2) 業務実施計画書（勤務時間の割り振り、勤務体制等）を前月の末日までに本市に提出し、承認を受けること。
- (3) 事務管理業務員は、与えられた業務内容を完全に理解し遂行する者とする事。
- (4) 業務の実施にあたり、本市と常に連絡を保ち、本市の指示に従うこと。

2 業務内容

(1) 予算関係

- (ア) 施設の管理、運営に必要な消耗品・燃料・印刷製本・光熱水費・修繕及び医薬品の管理と発注業務ならびに予算執行
- (イ) 電話料金ならびに郵便料金（切手受払簿の管理）の管理
- (ウ) 浄化槽法定検査手数料ならびに浄化槽汚泥処理手数料の予算執行
- (エ) 各種、保守点検委託業務の契約と予算執行
- (オ) 各種機器のリース契約と予算執行
- (カ) 年間予算執行計画と予算管理
- (キ) 決算報告
- (ク) その他、本市が必要なものと認めた予算執行

(2) 施設関係

- (ア) 臨時休館の作業日程と関係機関との調整
- (イ) 防火管理者講習会への受講者の派遣及び消防訓練の実施
- (ウ) 自販機（トラブル・苦情等の対応）の管理
- (エ) 券売機・両替機の管理
- (オ) ロッカー室の管理
- (カ) トレーニング室の管理運営
- (キ) 備品の管理
- (ク) その他、施設管理上本市が指示する事項

(3) 調査・統計関係

- (ア) 入場者・入場料実績等の資料作成及び報告
- (イ) 水質汚濁調査
- (ウ) 大気汚染物質負荷量調査
- (エ) その他、管理運営上本市が指示する事項

受付業務仕様書

1. 勤務場所 半田市乙川末広町50番地の1
半田福祉ふれあいプール
2. 勤務時間 10時開館日：開館時間の30分前 ～ 閉館時間の30分後
13時開館日：開館時間の30分前 ～ 閉館時間の30分後
3. 勤務体制 3月～9月 2ポスト
10月～2月 1ポスト
4. 勤務内容
 - ・プール受付業務
 - ・接客
 - ・その他雑務

※勤務体制について配置人数の変更を行う場合は、本市と協議の上、決定すること。

トレーニング室運営業務仕様書

1 一般事項

業務の遂行にあたっては、本市の運営方針にあわせ指定管理業者は、関係者法令を遵守するとともに、常に最良の業務遂行及び施設の維持管理に努め、併せてトレーニング室の利用増進を常に考慮し、下記の業務を行ってください。

2 委託業務内容

(1) 日常業務

トレーニング来場者に対する、器具の取扱い説明、適切な運動方法のアドバイス

(2) 定期業務

(ア) トレーニング室利用者講習会の開催及び指導及び会員カード作成

(火、木曜日午後7時～8時及び土曜日 午前10時30分～午前11時30分)

(イ) トレーニング室利用者（講習者・利用者）の利用状況の報告

3 指導員の配置

日常業務としてトレーニング室に配置する指導員は、半田福祉ふれあいプール開館中で次に示す曜日・時間帯に常時1名とすること。

(1) 火曜日、木曜日（祝祭日を除く） 午後 7時～午後 9時（2時間）

(2) 火曜日、木曜日の祝祭日及び土曜日 午前10時～午後12時（2時間）

4 指導員の遵守事項

(1) 公共施設に就業する者として誠実に業務を遂行し、規律品位を保つこと。

(2) 本業務を実施するうえで知り得た個人データ等について、他に漏らさないこと。

(3) トレーニング指導において、常に明るい態度を保ち、利用者に不快感を与えないこと。

(4) 利用者の健康状態に留意するとともに、機器の点検等事故防止に努めること。

(5) トレーニング室を常に清潔に保ち、機器の汚れを取り除く等利用者に不快感を与えないように努めること。

(6) 半田福祉ふれあいプールの管理上必要な規則等を遵守すること。

5 器具及び物品等

指定管理者が業務を実施するために必要とする器具及び物品は、本市が使用許可するもの以外は全て指定管理者の負担とすること。また、本市が使用を許可した施設、設備に異常（故障、破損等）を発見したときは、速やかに本市に連絡すること。

この仕様書に記載されていない事項は、協議のうえ別に定めること。

半田福祉ふれあいプールトレーニング室設置器具仕様書

半田福祉ふれあいプールトレーニング室設置器具については、下記の表のとおりとします。

なお、この表にない器具についても必要と認められる場合は本市と協議の上、設置することができるものとします。

トレーニング器具

NO.	製品番号	品名	数量
1	LE9145	全自動血圧計 測定範囲	2台
2	LA9205	体重計 デジタル台座	1台
3	LC9645	体脂肪測定器 インピーダンス方式	1台
4	BH945080	ストレッチマット グリーン	3枚
5	BM5100	スミスマシン NR-G	2台
6	BG2500	ラボード LXE1200	3台
7	BG8700	コードレスバイク V65i	2台
8	BG8800	コードレスバイク V65Ri	2台
9	BG9451	エリプティカル E916	2台
10	BG9722	ステアクライマー SC916	1台
11	BB4020	チェストプレス FUNASIS	1台
12	BB4720	フライ FUNASIS	1台
13	BB5020	ロータリートーソ&ツイスト FUNASIS	1台
14	BB4920	バックエクステンション FUNASIS	1台
15	BB4320	ラットプルダウン FUNASIS	2台
16	BB4220	ショルダープレス FUNASIS	1台
17	BB4420	レッグエクステンション FUNASIS	1台
18	BB4520	シーテッド・レッグカール FUNASIS	1台
19	BB4620	レッグプレス&カーフレイズ FUNASIS	1台
20	BB4820	クランチFUNASIS	1台
21	BD9A57	ダンベルラック クローム・ステンレスダンベル専用	1台
22	BE9A45	クロームダンベル 7~20Kg	2組
23	BC9A1002	オリンピック・ラバーイージーバーベルセット (バーのみ)	1組

※記載のある器具については、全て本市が所有する物品です。

清掃業務仕様書

半田福祉ふれあいプールの清掃業務は、この仕様書に基づき実施してください。この仕様書は作業の概要を示すものですが、委託者が建物管理上又は美観上特に必要と認めた軽微な作業については、本書に定めのない事項も実施することとします。

この文書においては、委託者（半田市）を甲、受託者（指定管理者）を乙とします。

1 清掃業務期間

指定管理期間とする。

2 清掃範囲

別表「清掃業務基準表」の範囲とする。

3 作業の日程

事務室・エントランス・通路等・入館者や職員が通常使用する箇所の清掃は、主として開館時間外に行うこととし、開館時間中に行う場合は、人の少ない時間帯に行うこと。

4 消耗品等の負担

(1) 作業に使用する機械器具及び材料は、床面や壁面塗料を損壊しない適正かつ良質なものをを使用すること。

(2) トイレットペーパー、ビニール袋、防臭剤、各種洗剤薬液、雑巾等の消耗費及び諸経費は乙の負担とし、これらは引火性や毒性等の危険がなく、清掃箇所の材質に最も適した品質良好なものをを使用すること。また、消耗品は乙が責任を負い、常に点検し不足分を補充すること。

(3) 業務に使用する機械器具類は、すべて乙の負担とすること。

5 その他

(1) 作業中の安全及び衛生管理には十分注意し、万一事故が生じた場合は、乙の責任において処置すること。

(2) 作業中に故意または過失により施設や備品を破損・汚損した場合は、甲に報告し、乙の責任において原状回復すること。

(3) 清掃道具は、必ず所定の場所に整理格納し、所定以外の場所には置かないこと。

(4) 電気、水道の使用にあたっては、極力節約に努めること。

6 各部分ごとの清掃方法

各部分ごとの清掃方法は、別表のとおりとすること。

また、感染症対策のため、必要に応じ施設等の消毒を実施すること。

別表 清掃業務基準表

清掃の箇所	面積㎡	種別	毎日清掃の内容	定期清掃の内容
玄関ビエ等 エントランス 下足コーナー ホール 観覧ビエ	25.343 21.163 109.902 202.403	磁器質タイル ビニル床シート部 磁器質タイル ビニル床シート ビニル床シート	1. 出入り口扉ガラス磨き 2. 床面の掃き拭き掃除 3. マットの清掃 4. テーブル・イスの雑巾がけ 5. 灰皿・屑籠の処理 6. 常時見廻清掃を保つ	4回/年 洗 浄 ワックス塗布
玄関 廊下	26.362 50.732	磁器質タイル ビニル床シート ゴムチップウレタン ビニル床シート		
事務室 湯 沸 受 付	41.342 6.778	ビニル床シート ビニル床シート	1. 床面の掃き拭き掃除 2. 流場の掃除 3. 茶殻塵始末 4. 常時見廻清掃を保つ	
トレーニング ルーム	156.500	ビニル床シート	1. 床面の掃き拭き掃除 2. 常時見廻清掃を保つ 3. 器具の清掃	
監視室 医務室	(旧事業団部分) 29.465 (本市部分) 31.817	ゴムチップウレタン		毎週1回清掃
男子ロッカー室 女子ロッカー室	7.857 7.128	ビニル床タイル ビニル床タイル		毎週1回清掃

障がい者 ロッカー室	19.610	ゴムチップウタ	1. 床面の掃き拭き掃除	
身障者 シャワー室	4.058	ゴムチップウタ	2. ロッカーの拭き掃除	
身障者便所	6.487	ゴムチップウタ	3. シャワールームの水洗い掃除 4. 衛生陶器の清掃 5. トイレペーパーの補給	
便所 (大便用5個 小便用3個)	(ホール側) 35.859	磁器質タイル一 部 ビニル床シート	1. 床面の水洗い拭き掃除	
便所前室	内身障者用 4.752		2. 衛生陶器の清掃	
	4.802		3. 洗面台の清掃 4. 鏡拭き磨き 5. ペーパーの補給	
全館硝子清掃	(旧事業団部分) 外572.0 内 85.7 (本庁部分) 354.8	ガラス	1. 正面玄関及び職員通用 玄関出入口の硝子は、常時 見廻り拭き掃き清掃を保つ	年1回
施設外清掃 ・駐車場 ・花壇・植栽	別紙		1. 常時見廻り (空缶・吸いがら等清掃) (草取り)	草取り (施設の周辺も含む)
ドライ部分 観覧・事務所 トレーニング室等		害虫駆除		年1回

自主事業仕様書

1. 以下の資料は現在行っている、自主事業の仕様書です。

指定管理者においては、これら事業の内容を把握するとともに、最低限これらと同等以上の自主事業を提案してください。

2. 業務内容

現在実施している水泳教室等と同等またはそれ以上の自主事業開催し、施設の継続的な利用促進と参加者の体力向上・健康への意識の高揚を図ること。

3. 過去の自主事業実施内容（1年分）

教室等名	指 導 内 容	実施回数
水泳教室	クロールの基礎から他の泳法を身につけたい方を対象とした教室	3期×10回 (春・秋・冬)
アクアビクス教室	プールに入りながら簡単な水中トレーニングやダンス体操を行う教室	3期×10回 (春・秋・冬)
ピラティス教室	観覧席で自重トレーニング運動とヨガ体操による健康づくりを目的とした教室	3期×10回 (春・秋・冬)
水中ウォーキング教室 (火曜、水曜)	プールで様々な種類の水歩行を行う教室	3期×10回 (春・秋・冬)
骨盤調整ヨガ教室	骨盤調整を目的としたヨガ体操を行う教室	3期×10回 (春・秋・冬)
リフレッシュヨガ教室	リフレッシュを目的としたヨガ体操を行う教室	3期×10回 (春・秋・冬)

4. 実施内容及び事業計画については、本市と協議の上決定すること。

5. 実施日時は、原則開館時間外とし、本市と協議の上決定すること。

6. 本業務を実施するうえで知り得た個人データ等については、第三者に漏らしてはならないこと。

7. 業務を実施にあたり、適宜本市にその結果報告をすること。

8. この仕様でない事項、又は疑義を生じた事項については本市と協議して定めること。

なお、その他の自主事業の提案についても、事前に本市へ事業計画書を提出し、承認されたものについては実施することができるものとする。

自家用電気工作物保安業務仕様書

1 保安管理の対象

電気事業法の適用を受ける下記電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務を実施すること。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 施設 の 名 称 | 半田福祉ふれあいプール（温水プール） |
| (2) 施設 の 所 在 地 | 半田市乙川末広町50番地の1 |
| (3) 電気会社との契約電力 | ア 種別 第2業務用電力 |
| | イ 契約電力 365kw |
| | ウ 受電電圧 6,600v |

2 備品等の整備

本市は、指定管理者と協議のうえ、本市の負担において電気工作物の保安管理に必要な備品、材料及び消耗品の整備をすること。

3 保安管理の回数

保安管理は別表のとおり実施すること。

4 業務の内容

指定管理者は、1に定める場所に設置した電気工作物が、電気事業法に適應するように適切な保安管理を行うこと。

5 業務の報告等

- (1) 指定管理者は、保安管理の実施にあたり、適時本市にその結果報告を行うこと。
- (2) 本市は、指定管理者が保安管理の実施にあたり、指定管理者が指示した事項又は指定管理者と協議、決定した事項については、速やかに必要な処置をとるものとし、又は指定管理者が助言若しくは指導した事項については、その意見を尊重すること。

6 指定管理者は、保安管理の実施にあたり本市と協議決定した事項については、誠実に履行すること。

7 相互の協議

本市は、次に掲げる場合には事前に指定管理者と協議すること。この場合、本市は指定管理者の意見を尊重し、指定管理者は本市に協力すること。

- (1) 本市が保安規定を変更しようとする場合
- (2) 本市が電気工作物の保安管理に関する内容の書類を官庁に提出する場合
- (3) 本市が電気工作物の設置、又は変更の計画、工事及び竣工検査を行う場合
- (4) 本市が電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定める場合
- (5) 本市が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育、又は訓練を行う場合
- (6) その他保安上必要と認めた場合

8 連絡責任者等

- (1) 本市は、4の保安管理について指定管理者と連絡する者（以下「連絡責任者」という。）

をあらかじめ定めておくこと。

(2) 本市は、指定管理者が行う保安管理に原則として連絡責任者を立ち合わせる。

(3) 指定管理者は、保安管理の実施にあたり本市からの的確に連絡を受けるための措置を講じておくこと。

9 代行者

(1) 指定管理者は、電気主任技術者が病気その他のやむを得ない事由により4の保安管理を行うことができない場合には、その業務の代行を行う者をあらかじめ指名しておくこと。

(2) 前項の代行者については、あらかじめ本市に通知すること。

10 通知

本市は、次に挙げる場合は、速やかにこれを指定管理者に通知すること。

(1) 主務官庁が法令に基づいて検査を行う場合

(2) 事業所の名称、連絡責任者、又は電気保安に関する組織を変更した場合

(3) 1の各号に掲げる事項を変更した場合

(4) 1の自家用電気工作物の廃棄等が行われる場合

11 記録の保存

指定管理者は、4の記録を取りまとめ押印の上、向こう3年間本市の事務所にこれを保管し、その結果に基づく意見を本市に具申し、工作物が正常に運転されるように努めること。

本市は、この意見を尊重すること。

12 賠償責任保険

(1) 指定管理者は、その業務上の過失に基づく事故に対してその賠償責任を負うため、賠償責任保険に加入すること。

(2) 指定管理者の本市に対する損害賠償額は、指定管理者が加入している保険契約に基づき、保険会社から給付される金額とすること。

13 損害賠償の免責

指定管理者は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償の責めを負わないこと。

(1) 契約に基づき、協議した事項又は指定管理者が指示、助言、又は指導した事項について、本市がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合

(2) 本市が法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害を生じた場合

(3) その他、請負者の責めとならない事由により損害を生じた場合

14 契約の解除

本市又は指定管理者は、次の各号の一つに該当するとき、相手方に対し契約を解除することができるものとする。

(1) 指定管理者が本契約に違反して業務を怠り、本市に対して甚だしい損害を与えたとき

(2) 指定管理者が1ヶ月以上にわたり主任技術者としての職責を全うし得ないとき

(3) 前各号の掲げる場合のほか指定管理者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないおそれがあるとき

(4) 指定管理者が破産宣告を受け、又はその資産、信用状態が著しく低下したとき

(5) 本市が本契約に違反し、指定管理者の電気技術に関する具申を再三にわたり採用せず、その結果として指定管理者がその職責を全うし得ないとき

(6) 本市又は指定管理者が正当な理由によって、この契約の解除を申し出たとき

(7) 本市の都合により、この契約の解除を必要とするとき

- (8) 前項各号による契約解除については、直ちに理由を付して中部経済産業局長に文書により届け出ること。
- (9) 指定管理者は(1)号から(3)号までの各号の一つに該当する理由によって、この契約を解除されたときは、違反金を本市に支払うこと。この場合における違反金は本市と指定管理者が協議して定めること。
- (10) 本市は、(7)号に該当する理由によってこの契約書を解除した場合において、指定管理者に損害を生じることがあっても本市はその損害賠償を負わないこととする。

15 契約の失効

1の自家用電気工作物が、次の各号の一つに該当した場合、本契約は失効すること。

- (1) 廃止された場合
- (2) 一般電気工作物となった場合

16 契約の更新

施設の規模及び状態が変動した場合は、契約を更改すること。

17 補則

その他これに定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、本市と指定管理者が協議して定めること。

別表 点検・測定及び試験の基準

電気工作物		点検・測定及び試験項目	通常点検	年次点検	特別点検		
受電設備	引込線 電線及び支持物	外部一般点検	○	○	必要の都度		
		観察点検		○			
		絶縁抵抗試験		○			
	遮断器	遮断器	外部一般点検	○	○	必要の都度	
			観察点検		○		
			絶縁抵抗試験		○		
			継電器との運動動作試験		3年		
			絶縁油酸化試験		随時		
			絶縁油耐圧試験		随時		
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサー	外部一般点検	外部一般点検	○	○	必要の都度	
			観察点検		○		
			絶縁抵抗試験		○		
変圧器	変圧器	外部一般点検	○	○	必要の都度		
		観察点検		○			
		絶縁抵抗試験		○			
		漏洩電流試験	○				
		絶縁油酸化試験		随時			
		絶縁油耐圧試験		随時			
含配電設備 二次変電設備	配電盤及び制御回路	外部一般点検	○	○	必要の都度		
		観察点検		○			
		絶縁抵抗試験		注3			
	接地装置	接地装置	継電器との運動動作試験		3年	必要の都度	
			外部一般点検	○	○		
			観察点検		○		
	蓄電池	蓄電池	接地抵抗試験		3年	必要の都度	
			外部一般点検	○	○		
			観察点検		○		
			比重測定		随時		
	使用場所	電動機、電気溶接機 電熱器、その他電気 機器類、照明装置、 配線及び配線器具 接地装	液温測定		随時	必要の都度	
			電圧測定		随時		
外部一般点検			○	○			
観察点検				○			
非常用予備発電装置		原動機関係	絶縁監視装置		○	必要の都度	
			外部観点検	○	○		
			観察点検		○		
		発電機関係	起動試験	○	○		必要の都度
			外部観点検	○	○		
			観察点検		○		
遮断器・開閉器 その他の電器機器類		その他の電器機器類	絶縁抵抗試験		注3	受電設備と 同じ	
			接地抵抗試験		3年		
		受電設備と同じ			受電設備と 同じ		

注1. 年次点検の項目中随時とは、遮断器・開閉器及び蓄電池は操作状態、変圧器は負荷状態を勘案して、点検を行うことをいう。

注2. 絶縁監視装置のあるものは、設定値の確認及び試験釦による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び設置者側からの警報を委託契約の相手方に自動伝送する場合の伝送試験を毎年1回以上行うこと。

注3. 低圧回路の絶縁が的確に監視できる装置（絶縁監視装置）を設置してある設備については、低圧回路の絶縁抵抗試験は3年に1回実施とする。その他は、年1回とする。

注4. 柱上高圧開閉器の点検整備に限り、別途契約によって行うものとする。

消防設備保守点検仕様書

1 場所 半田市乙川末広町50番地の1 半田福祉ふれあいプール

2 内容

(1) 保守点検

消防法第17条の3の3の規定及び仕様書に基づき行うこと。

(2) 点検設備

- | | |
|------------|------------------|
| a 消火器具設備 | e 非常警報設備（放送設備） |
| b 誘導灯設備 | f 防排煙設備 |
| c 屋内消火栓設備 | g 非常電源設備（自家発電設備） |
| d 自動火災報知設備 | |

(3) 点検方法

- ①動作点検 消防用設備等に附置された非常電源（自家発電に限る）の正常な動作を確認すること。
- ②外観点検 消防用設備等のヘッド、感知器、加圧送水装置、配管等の機器の適正な配置、損傷、漏水等の有無、その他主として外見から判断できる事項を確認すること。
- ③機能点検 消防用設備等の機器の機能について、外見から又は簡易な操作により判別できる事項を確認すること。
- ④総合点検 消防用設備等の全部、若しくは一部を動作させ、又は当該消防用設備を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を種類に応じて確認すること。

(4) 点検種類

- ①6ヶ月点検 外観、機能（自家発電のみ動作点検）点検
- ②1年点検 総合点検 防火対象物定期検査

(5) 点検報告

- ①6ヶ月点検 各設備器具の点検表と点検による不備事項等の報告書を担当者に提出し確認を受けること。
- ②1年点検・防火対象物定期検査
消防法第17条の3の3に基づき、同法施行規則第31条の4の規定による消防長又は消防署長に対する必要な報告書を作成し担当者に提出すること。

浄化槽設備保守点検仕様書

1 場所 半田市乙川末広町50番地の1 半田福祉ふれあいプール

2 内容

保守業務は、汚水処理施設の機能を十分に発揮するため、「浄化槽法施行規則第2条の規定」及び「愛知県浄化槽指導要領第5保守点検作業基準」に基づき、施設装置の保守点検及び機能の維持管理、水質管理、消毒等の業務を行い、故障を未然に防止し、常に支障なく汚水処理施設が機能するようにすること。

内容は、次のとおりとし、月4回浄化槽管理士を派遣し、これを行うこと。

(1) 流入系統

流入管、沈殿池、スクリーン、破砕機、流量調整タンクを点検し、必要があれば土砂、汚物を除去すること。

(2) 接触ばっ気槽

ア 接触ばっ気槽への送風量の点検をすること。

イ 接触ばっ気槽混合液の攪拌状況、散気管の目詰まり、散気装置の夾雑物の付着、その他異常の有無を調べること。

ウ 接触ばっ気槽混合液の色、臭気、発砲、フロックの状況を観察し、他異常の有無を調べること。

(3) 沈殿池

ア スカムの浮上又はその形成の有無を観察し、これを系外に除去する。ただし、多量のスカムが形成されている場合は、清掃の措置を講ずるよう報告すること。

イ 底部に汚泥の沈積があるか否かを調べ、返送が支障なく行われているかどうかを確かめること。

ウ 越流堰から処理水が均等に流出しているか否か、異物、スカムの付着があれば系外に除去すること。

(4) 汚泥濃縮タンク及び汚泥貯留タンク

スカムの発生状況、越流堰の異物付着状況を点検し、スカムの発生があれば沈降し易いようにする等の措置を講ずること。なお、必要があれば汚泥の引き抜きと清掃の措置を講ずるよう報告すること。

(5) ポンプ等機器類

ポンプ類、破砕機、送風機、自動制御装置等の運転状況を点検し、注油等を行うとともに温度、回転音及び振動等を調べ、異常があればその原因を調査し処置を講ずること。

(6) 消毒タンク

消毒装置を点検し、それぞれの装置の仕様に従い消毒液の補給が適切に行われるよう必要な措置を講ずること。

(7) 水質検査

愛知県浄化槽指導要領第8に基づき行うこと。

3ヶ月に1回の水質等の諸試験（色相、臭気、透視度、PH、BOD、COD、アンモニ

ア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、SS、塩化物イオン、大腸菌群数、全磷、全窒素)を行い、所定の様式で委託者に提供すること。

(8) 保守業務の結果報告

月間の保守点検をまとめて報告書を作成し、翌月までに提出すること。

(9) 2週間に1回CODを採水すること。

上記保守業務業務に記載されていない事項でも、浄化槽保守点検をして当然のもの(例 マンホールの蓋等、インバースます等、通気、水位等の点検)も本保守業務に含むこと。保守業務に必要な油、グリース等の消耗品及び小規模な修理は、受託者の負担とし、その他の部品の取り替え及び補修を必要とする場合は、その旨を報告すること。

処理施設、装置等の故障等を発見した場合は、速やかに報告し、その指示により処理を行うこと。

【浄化槽設置内容】

浄化槽の名称	フジヨシ浄化槽 AW-R型
処理能力	485人槽 1日平均汚水量 106m ³
構造区分	合弁処理 第6-2 接触ばつ気方式

プール監視及び機械運転管理業務仕様書

この仕様書は、半田福祉ふれあいプール（以下「プール」という。）の監視業務等について、適正かつ円滑に業務を遂行するための大要を示すものです。従って、本仕様書に記載のない軽易な業務についても、管理運営上必要と認める場合は、誠意をもって業務を実施してください。

1 共通事項

- (1) 勤務を要する日及び時間等は、特別な指示がない限り別紙1のとおりとすること。
- (2) 業務実施計画書（勤務時間の割り振り、勤務体制等）を前月の末日までに本市に提出すること。
- (3) 1日の業務が終了した時は、指定された記録類を作成し、翌月の始めに本市に提出すること。
- (4) 従業員の資格及びポスト数は、別紙2のとおりとする。
- (5) 従業員の服装は、本市が承認したものを着用させ、常に清潔を保つようにすること。
- (6) 従業員の交替時は、業務連絡を確実にに行い、支障をきたさないようにすること。
- (7) 従業員は、各自に与えられた業務内容を完全に理解し遂行するよう、必要な教育訓練を受けた者とする。
- (8) 業務の実施にあたり、本市と常に連絡を保ち、本市の指示に従うこと。

2 監視及び清掃

(1) 監視及び日常清掃の範囲

ア 監視の範囲

日常の監視は、特別な指示がない限り次のとおりとすること。

25mプール、流水プール、児童プール、幼児用プール、着水プール、ウォータースライダー、リラクゼーションプール、ジャグジー、採暖室、監視員室、医務室、プール用男女便所、男子ロッカー室、女子ロッカー室、身障者ロッカー室、プールサイド

(2) 監視業務

ア 監視員の任務

利用者に対し、関係法令及び注意事項等を遵守させるとともに、利用者が安全で楽しく利用できるように管理運営に努めること。また、万一事故が起きた場合はただちに救助を行い必要とする最善の措置をとること。

イ 監視員の心得

- (ア) 監視にあたっては、人命尊重を最優先とすること。
- (イ) 自己の体調を整え、何時でも救助可能としておくこと。
- (ウ) 救急用具を常に整備しておくこと。
- (エ) 人工呼吸等必要な救急法は、監視責任者の指導のもと各人が訓練しておくこと。

ウ 監視体制

別表のポスト数を配置すること。

エ 具体的注意事項

- (ア) 幼児（小学生未満）は、保護者同伴か否かを見極め、単独では入水させないこと。また、大人1人につき2人までとすること。

- (イ) 酒気を帯びた者を入場させないこと。
 - (ウ) 伝染病等の病気にかかっている者を入場させないこと。
 - (エ) 日常、おむつを使用している者を入場させないこと。
 - (オ) 水着以外でのプール室への入場をさせないこと。
 - (カ) プール室内に、タオル、ペンダント等を持って入場させないこと。
 - (キ) 他人に迷惑な行為（風紀上好ましくない言動、乱暴な行動等）をさせないこと。
 - (ク) シャワーを十分浴びさせること。
 - (ケ) プールサイド及び回廊等を走らせないこと。
 - (コ) 飛び込み・回転飛び込み等をさせないこと。
 - (サ) プール内やプールサイド等で、物の投げあいをさせないこと。
 - (シ) プール内では水泳帽を必ず着用させること。
 - (ス) 採暖室を幼児のみで利用させないこと。
 - (セ) 体調不十分と認められた者については、休養等必要な措置をとること。
 - (ソ) 飲食及び喫煙は、所定の場所で行わせること。
 - (タ) 毎時安全確認のため、10分間程度遊泳を中止し、遊泳者の休養とプール内の安全確認をすること。
 - (チ) プール室内に設けられた設備及び備品等の適切な使用方法を指導し、事故防止に努めること。
 - (ツ) 利用上の制限及び注意事項を守らせること。
- オ 溺者、けが人の措置
- (ア) 溺者を発見したときは大声で周知し、直ちに救助にあたるとともに、責任者及び本市に連絡すること。
 - (イ) 事故者を救助したら人工呼吸等の応急措置を行い、救急車の要請等必要な救助活動を行うこと。
 - (ウ) けが人又は気分が悪くなった者には、応急手当をすること。
 - (エ) 処置した場合は、住所、氏名、年齢、電話番号及び必要な事項を聴いて日誌に記入し、本市に報告すること。
 - (オ) 群集の整理にあたること。
- カ 利用者との対応
- 業務場所が一般市民を対象とする公共施設であることを十分認識し、誠実かつ親切で公平な態度で接すること。
- キ 計測及び検査
- 定められた時間に次の計測及び検査を行い、記録すること。
- (ア) 残留塩素の測定検査
 - (イ) 水素イオン濃度（PH）の測定検査
 - (ウ) 水温、室温、外気温、湿度の測定
 - (エ) 電気、ガス、水道メーターの測定
 - (オ) 月に一度水質検査を行うこと。
 - (カ) 年に一度工水の水質検査を行うこと。
 - (キ) その他プール管理上、本市の指示する事項に従うこと。

ク その他

- (ア) プール本体の機械操作時は、プールの安全確認を行い確実な方法で行うこと。
- (イ) 身体障がい者の介助、その他甲が必要と認める事項

(3) 清掃業務

ア 日常清掃

- (ア) プール内浮遊物及び水底沈殿物の除去を行うこと。
- (イ) プールサイド、デッキ、通路等は水洗いとし、ブラシ及びポリシャー等で清掃し、水切りを行うこと。なお、ポリシャー等での清掃は、週1回以上行うこと。
- (ウ) 清掃範囲内に於ける錆の発生（特に手すり等のステンレス部分）に注意し対処すること。
- (エ) 便所、シャワールームの清掃は、毎日水洗い等を行い、随時点検をして汚れがあればその都度清掃を実施し、トイレトペーパーの補充を行うこと。
- (オ) ロッカー室は、区分を決めて毎日清掃を行うこと。
- (カ) ロッカー内部については、業務終了後忘れ物等の点検を行い、汚れがあればその都度清掃を行うこと。
- (キ) 採暖室、中庭及び休憩コーナーのベンチ等は、雑巾等で清掃すること。
- (ク) その他利用者が日常使用する部分の清掃は、建築仕上げ材、設備の状況に適した方法により行うものとし、特に髪の毛の除去やカビ等に注意すること。

イ 定期清掃

- (ア) プールの水抜き清掃は、年1回本市の指定する日に行うことを原則とし、事前に作業計画書を提出し甲の承認を受けること。また、作業終了時には速やかに実施報告書を提出すること。
- (イ) プールサイド、通路、その他プール室内、機械室等全体の清掃を実施すること。

3 機械設備の運転、保守管理業務

- (1) 本市の指示に従い誠実に実施するとともに、事故による損害を未然に防止し、設備の保全と経費の節減を図り、適正な運転、確実な保守点検を行い運営に支障のないように努めること。
- (2) この業務の対象となる機械、器具設備等はプール施設の電気、空調、換気、給排水、衛生、熱源、水処理設備、その他プール運営上必要とする関連機器設備一式とすること。
- (3) プールの水質基準、オーバーフロー水の管理の基準、附帯設備の維持及び管理の基準は、愛知県プール条例により定められた基準に適合するように行うこと。
- (4) プール内は、特に本市の指示がない限り通常水温30℃～31.5℃程度とし、室温は水温より3℃程度高く保つこと。
- (5) 設備機器の簡易、又は可能な補修は指定管理者が行うこと。
- (6) 設備に関する非常処置（火災、停電、断水及び事故等）は、適切に行うこと。
 - ア 火災発生の場合は火元を確認し、消火ポンプ等の運転に伴う緊急作業にあたり、防火管理者等の関係者に通報・初期消火並びに延焼防止に努めること。
 - イ 停電及び地震の場合は直ちに非常措置をとり原因究明にあたり安全保持に努めること。
 - ウ 断浸水の場合は直ちに非常措置をとり原因を究明し受水槽・揚水ポンプ・消火ポンプ等の性能を安全に保持すること。

- (7) 運転時間は、別に本市が指示するものを除き1 共通事項の(1) 別紙に定める常勤者の勤務時間とすること。
- (8) (1) に掲げる機器の運転に必要な範囲の電気機器の保守、点検記録及び各種機械のデータ表等、本市の指示に従い行うこと。
その他機器の運転管理については、常に本市と十分に連絡をとり、正常にプール運営ができるように努めること。
- (9) 故障若しくは他業者との関連等で機械に関する業務が発生した場合は、出勤し対応すること。

4 その他

- (1) 業務の遂行にあたり必要とする消耗品等に係る費用は、指定管理者の負担とすること。
- (2) 各種業務の実施報告書等の作成に要する費用は、指定管理者の負担とすること。
- (3) 指定管理者の責に帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその旨を本市に届け出るとともに、損害賠償の責を負うこと。
- (4) 前項の賠償責任の履行を確保するため、受託者は賠償責任保険に加入すること。

この仕様書に記載されてない事項は、協議のうえ定めること。

共通事項の(1)に定める勤務を要する日及び時間等

区 分	勤務を要する日及び時間等
業務員の勤務を要する日	半田市体育施設条例施行規則に基づき定める休設日以外の日とすること。(但し1年点検等、別に定める日は除く。)
業務員のうち常勤者の勤務を要する時間	10時開館日：開館時間の1時間前から終了時間の30分後までとすること。 13時開館日：開館時間の1時間前から終了時間の30分後までとすること。
業務員のうち監視業務補助員の勤務を要する時間	半田市体育施設条例施行規則に基づき定める温水プールの利用時間とすること。

- 1 双方の協議により出勤時間を変更することができるものとする。
- 2 やむを得ない理由により、事務管理員の勤務日及び勤務時間を変更する場合で欠員が生じるときは、指定管理者は本市に事前に承認を得て、代替要員をあてること。ただし、その場合別紙2仕様書共通事項の(4)に定める業務員の資格に相当する資格及び能力を有する者を充てなければならないこととする。

※ ○休館日

- ・毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)
- ・1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

○利用時間

- ・平日 13時～21時
- ・土、日、祝日、夏休み(7/21～8/31) 10時～21時

別紙2

共通事項の(4)に定める業務員の資格及びポスト数

区 分	資 格 条 件 等	ポスト数
1 業務管理 責 任 者	監視、機械運転等の業務に知識経験があり、責任者にふさわしい人格を有する者	1
2 機械運転 保守管理 業 務 員	機械運転等の業務に知識経験がある者	1
3 監 視 業 務 員	監視業務に適した健康な者で、事前にプール監視の講習を修了している18歳以上の者	2
4 清 掃 業 務 員	身体健康な者とする	1
5 業 務 補 助 員	監視等の業務に適した健康な者で 原則として大学生又はこれに準ずる年齢の者	別 表
<p>3の監視業務員については、必ず下記の資格を有するものを1名従事させること。 (1) 日本赤十字社安全法救助員 (2) 日本赤十字社救急法救急員又は(財)日本体育施設協会認定水泳指導管理士</p>		

注) この表及び別表のポスト数は、勤務を要する時間中、常に配置すべきポスト数を示すもので、交代要員については勤務内容に合わせて必要な人員を確保すること。

(備考)

- 1 業務管理責任者
受託者の受託業務遂行上のプール施設における責任者であり、業務全般を統括管理し、業務員を指導監督する者
- 2 機械運転・保守管理業務員
機械運転及び保守管理業務を主として行う者で2級ボイラー技士・電気空調設備管理経験者(2年以上)の者。
- 3 監視業務員
監視業務の常勤担当者として配置される者で、主として利用者の安全と場内の秩序維持及び衛生的なプール施設の保持のための業務を行う者。
- 4 清掃業務員
主として日常清掃業務を行う者
- 5 業務補助員
主として利用者の安全と場内の秩序維持及び衛生的なプール施設の保持の業務に従事し、監視業務員の業務を補助する者
- 6 上記業務員のうち2名以上を常勤者とする。

別表

半田福祉ふれあいプールの監視体制

屋内プール部分における監視のための配置

単位：ポスト

監視場所	監視レベルA		監視 レベルB	監視 レベルC	監視 レベルD	監視 レベルE
	10:00 ～18:00	18:00 ～21:00				
プール入口	1	1	1	1	1	3
25mプール	3	4	3	3	2	
流水プール	2					
ジャグジー・ リラクゼーション	1	1	1	2	2	1
児童用プール	2	1	1			
スライダー下	1	1	1			
スライダー上	2	1	1	1	1	1
着水プール旗振	1	1	1	1	1	
幼児用プール	1	1	1			
計	14人	11人	10人	8人	7人	5人

注1 この表に示す監視員ポスト数は、別紙2の監視業務員（常勤者2ポスト）を含むものとし、他を監視業務補助員をもって充てること。

2 この表は、開場中における監視員の標準的な配置を示すもので、各プール等の利用状況に臨機応変に対処すること。

3 監視レベルA（6月最終週の土日、7月～8月の土日祝、8月2日～17日の平日）

監視レベルB（上記以外の6月の土日と夏休みの平日、9月1日～16日の土日祝）

監視レベルC（5月の土日、ゴールデンウィーク、9月17日～30日の土日祝）

監視レベルD（7月の夏休み前の平日、9月の平日、10月～4月の土日祝）

監視レベルE（5月・6月・10月～4月の平日）

貸与物品一覧表

No.1

分類	品名	品質形状	数量	番号	備考(部屋名)
机・椅子類	セールスマンデスク		1		監視室
//	両袖机		1		//
//	事務用椅子(肘なし)		2		//
//	角テーブル		1		//
//	会議用椅子		4		//
戸棚箱類	両開き保管庫		1		//
//	ビジネスウォールケル		1		医務室
//	薬品棚		2		//
ロッカー・ハンチ類	係員ロッカー		4		業務員ロッカー室
//	ベンチシート		2		//
測量測定器具類	残留塩素測定器		1		医務室
//	水温計		4		監視室
//	温湿度計		2		//
医療器具類	人工蘇生器		1		医務室
//	担架		2		//
//	救急セット		2		//

機械設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、半田福祉ふれあいプールに設置した諸設備機器の機能維持補修に関する保守定期点検業務内容と方法、並びに保守点検業務遂行上の大要を示すものであり、この仕様書に定めない事項については委託者、受託者協議のうえ、業務を実施してください。

1. 委託場所

半田市乙川末広町50番地の1 半田福祉ふれあいプール

2. 委託内容

(1) 保守点検設備

- a. 受水槽維持管理
- b. 空調設備
- c. 熱源回り機器
- d. 自動制御機器
- e. プールろ過装置

(2) 点検回数

別紙、機械設備保守定期点検作業内容に記載

(3) 点検方法

- ①動作点検 機械設備等の適切な配置、損傷、漏水等の有無その他として外見から判定出来る事項を確認し、又は機械設備等の正常な動作を確認するもの。
- ②機能点検 機械設備等の機械の機能について外見から又は操作により判別できる事項を種類に応じて確認するもの。
- ③その他 検査、切替え及び清掃は、機械設備等の種類に応じて確認するもの。

(4) 定期保守業務

(ア) 予防保全を目的とした点検整備並びに運転調整を行うもので、別紙2に定められた対象機器について、別紙1に明示した業務内容に従い実施すること。

(イ) 法的に必要な、官公庁の手続きも含むこと。

(5) 緊急保守業務

運転中の機能異常発生に際しては、連絡により速やかに技術員を派遣して対処すること。

機械設備保守定期点検作業内容

1 受水槽維持管理

機器名	作業内容	年回数
水槽・受水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・外部損傷、マンホール密閉状態点検 ・内部点検、清掃、消毒 ・給水装置点検 ・電極棒点検 ・吸水管点検 ・接続配管点検 ・水槽外面点検 ・受水槽水質検査（5項目・年1回） ・処理水槽水質検査（4項目・年1回） （大腸菌群・有機物等（過マンガノ酸カリウム消費量）・PH値・濁度） ・警報装置の作動確認 	1回 (10月)

2 空気調和設備

機器名	作業内容	年回数
①吸収式冷温水ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・冷・暖房イン点検作業 ・冷房・暖房切替作業（年2回） ・機器関係の点検、調整 ・燃焼関係の点検、調整 ・安全弁装置の点検、調整 ・容量装置点検、調整 ・真空確認、真空引き ・ケーシング取付状態確認 ・各部総合点検 ・各部の温度測定 	各1回 計2回 (5月) (10月)
②冷却塔	イン点検 <ul style="list-style-type: none"> ・本体、部品等損傷の有無 ・基礎、防振、配管支持等の良否 ・電気系統の点検、絶縁抵抗測定 ・充填剤、ルーバ一点検 ・水槽内点検清掃 	1回 (5月)

<p>②冷却塔</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・散水装置点検 ・送風機点検整備 ・運転調整、データ採取 <p>オフ点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体、部品等損傷の有無 ・充填剤、ルーバー点検 ・水抜き作業 	<p>1回 (5月)</p>
<p>③ユニット型 空調機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本体、部品等損傷の有無 ・基礎、防振、配管支持等の良否 ・電気系統の点検、絶縁抵抗測定 ・送風機系統点検 ・熱交換機系統点検 ・加湿器装置点検 ・空気清浄装置点検 ・排水系統点検 ・冷温水系統点検 ・運転調整、データ採取 ・ケーシング取付部保温の損傷の点検 ・吹出口、換気口、ファンコイルの汚れ点検清掃（随時） ・空調機内外の汚れ点検 ・各種配管の腐食、漏水、破損の点検 	<p>2回 (5月) (10月)</p>
<p>④全熱交換機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本体、部品損傷の有無 ・据付状態の点検 ・電気系統の点検、絶縁抵抗測定 ・ローター点検 ・電動装置点検 ・チャンバー点検 ・運転調整、データ採取 	<p>2回 (5月) (10月)</p>

3 空調機熱源機器

機器名	作業内容	年回数
①各種ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体、部品等損傷の有無 ・ 基礎、防振、配管支持等の良否 ・ 電気系統の点検、絶縁抵抗測定 ・ カップリング点検 ・ 圧力計・温度計点検 ・ 弁類点検 ・ 軸受部点検 ・ 運転調整、データ採取 	1回 (5月)
②プレート式熱交換機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検、清掃 ・ 圧力計、温度計点検 	1回 (10月)
③給・排水ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ カップリングゴムの点検 ・ 制御装置の点検 ・ グランドパッキン増締め 	1回 (10月)
④貯湯槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体、附属装置損傷の有無 ・ 計器類の点検 ・ 自動制御系統の点検 ・ タンク内部点検清掃 ・ 安全弁、逃がし弁点検 	1回 (5月)

4 ろ過設備

機器名	作業内容	年回数
①ろ過装置点検整備 (25mプール)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ろ過器工程確認 (ろ過→逆洗→ろ過排水→圧力、水漏れ確認) WF-1 EP-1 ・ ろ過ポンプ (回転、芯出し、水漏れ、圧力、異音) HC-1 ・ 除塵器 (内部及びスクリーン清掃、水漏れ、パッキン確認) WM-1 ・ 水質モニター (整備、サンプル電動弁作動確認) FWM-1 ・ ろ過用水量器 (m3/h 確認) BF-1 ・ 補給水装置 (電動弁作動確認) LC-11, 12 ・ 吸入自動弁 (自動弁作動確認) AV-1 ・ サージスクリーン (清掃) SS-1 ・ 薬注装置 (液漏れ、ガス抜き、注入弁) CP-1・ PP-1 	2回 (1月) (7月)

<p>②ろ過装置点検整備 (流水プール用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器工程確認(ろ過→逆洗→ろ過排水→圧力、水漏れ確認) ・ろ過ポンプ(回転、芯出し、水漏れ、圧力、異音) ・除塵器(内部及びスクリーン清掃、水漏れ、パッキン確認) ・水質モニター(整備、サンプル電動弁作動確認) ・ろ過用水量器(m3/h確認) ・補給水装置(電動弁作動確認) ・吸入自動弁(自動弁作動確認) ・サージスクリーン(清掃) ・薬注装置(液漏れ、ガス抜き、注入弁) 	<p>WF-2 EP-2 HC-2 WM-2 FWM-2 BF-2 LC-21, 22 AV-2 SS-2 CP-2・PP-2</p>	<p>2回 (1月) (7月)</p>
<p>③その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンプレッサ(圧力計、安全弁、エアフィルター、自動運転確認) ・自動制御盤(電圧、電流値、絶縁測定、工程確認) ・起流ポンプ(回転、芯出し、水漏れ、圧力、異音、除塵器、内部及びスクリーン清掃、水漏れ、パッキン確認) ・噴水ポンプ(回転、芯出し、水漏れ、圧力、異音、除塵器、内部及びスクリーン清掃、水漏れ、パッキン確認) 	<p>AC-1 AP-1 KP-1 NP-1 FWM-3</p>	<p>2回 (1月) (7月)</p>
<p>④ろ過装置 (児童プール)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器工程確認(ろ過→逆洗→ろ過排水→圧力、水漏れ確認) ・ろ過ポンプ(回転、芯出し、水漏れ、圧力、異音) ・除塵器(内部及びスクリーン清掃、水漏れ、パッキン確認) ・水質モニター(整備、サンプル電動弁作動確認) ・ろ過用水量器(m3/h確認) ・補給水装置(電動弁作動確認) ・吸入自動弁(自動弁作動確認) ・サージスクリーン(清掃) ・薬注装置(液漏れ、ガス抜き、注入弁) 	<p>WF-1 EP-1 HC-1 WM-1 FWM-1 BF-1 LC-11, 12 AV-1 SS-1 PP-1 CP-1・</p>	<p>2回 (1月) (7月)</p>
<p>⑤ろ過装置点検整備 (着水・幼児プール用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器工程確認(ろ過→逆洗→ろ過排水→圧力、水漏れ確認) ・ろ過ポンプ(回転、芯出し、水漏れ、圧力、異音) ・除塵器(内部及びスクリーン清掃、水漏れ、パッキン確認) ・水質モニター(整備、サンプル電動弁作動確認) ・ろ過用水量器(m3/h確認) ・補給水装置(電動弁作動確認) ・吸入自動弁(自動弁作動確認) ・サージスクリーン(清掃) ・薬注装置(液漏れ、ガス抜き、注入弁) 	<p>WF-2 EP-2 HC-2 WM-2 FWM-2 BF-2 LC-21, 22 AV-2 SS-2 CP-2・PP-2</p>	<p>2回 (1月) (7月)</p>

⑥ろ過装置点検 整備 (リクレーション・ ジャグジー用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器工程確認 (ろ過→逆洗→ろ過排水→圧力、水漏れ確認) WF-3 EP-3 ・ろ過ポンプ (回転、芯出し、水漏れ、圧力、異音) HC-3 ・除塵器 (内部及びびスクリーン清掃、水漏れ、パッキン確認) WM-3 ・水質モニター (整備、サンプル電動弁作動確認) FMM-3 ・ろ過用水量器 (m3/h 確認) BF-3 ・補給水装置 (電動弁作動確認) LC-11, 12 ・吸入自動弁 (自動弁作動確認) AV-3 ・サージスクリーン (清掃) SS-3 ・薬注装置 (液漏れ、ガス抜き、注入弁) CP-3・PP-3 	2回 (1月) (7月)
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンプレッサ (圧力計、安全弁、エアフィルタ、自動運転確認) AC-1 ・自動制御盤 (電圧、電流値、絶縁測定、工程確認) AP-1 ・滝、噴水、スライダーポンプ (回転、芯出し、水漏れ、圧力、異音、除塵器内部及びびスクリーン清掃、水漏れ、パッキン確認) WP-1,2 PP-1,2 ・気泡装置 (回転、芯出し、水漏れ、圧力、異音、除塵器、内部及びびスクリーン清掃、水漏れ、パッキン確認) JP-1,2 ・バイアラ装置 (回転、圧力、異音) BB-1,2 	2回 (1月) (7月)
⑧急速ろ過水装置 (工水用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器工程確認 (ろ過→逆洗→ろ過排水→圧力、水漏れ確認) ・ろ過ポンプ (回転、芯出し、水漏れ、圧力、異音) ・逆洗ポンプ (回転、芯出し、水漏れ、圧力、異音) ・薬注装置 (液漏れ、ガス抜き、注入弁) ・各計測器点検 ・現地水質分析 	2回 (1月) (7月)

5 自動制御機器

機器名	作業内容	年回数
自動制御機器	<ul style="list-style-type: none"> ・温水熱源系統 ・AHU-1 ・水位警報 ・ファン発停 ・排煙濃度監視 ・冷却塔制御 ＊上記の各機器点検、調整及び清掃 バルブモーターグリスアップ 盤内清掃及び端子ビス増締め 	2回 (4月) (10月)

別紙2

対象設備機器

1 水槽

(1) 受水槽	84m ³	2槽式	1基
(2) 処理水槽	53m ³	2槽式	1基
(3) 原水槽	12m ³	1槽式	1基

2 空調設備

①ガス焚吸収式冷温水機 (CH-KZ80HU44)			1台
冷凍能力	281kW、	加熱能力	338kW
②ガス焚吸収式冷温水機 (CH-KZ30H)			1台
冷凍能力	105kW、	加熱能力	127kW
③冷却塔	SDW-U115ASD	低騒音型	1台
	SDW-U50ASSD	超低騒音型	1台
④エアハンドリングユニット (水平型)			1基
標準風量	80,000m ³ /h	機外静圧	30mmAP(SA)
加熱量	446,000kcal/h	機外静圧	20mmAP(RA) 3.70kw
⑤エアハンドリングユニット			1基
標準風量	62,000m ³ /h	機外静圧	30mmAP
加熱量	295,000kcal/h	機外静圧	30.0kw
⑥ファン (事務所)			1基
・天理カセット2方向吹出し	冷房能力 8.0kw、	暖房能力	9.5kw
⑦ファンコイルユニット			
冷房能力2,630kw	暖房能力 3,830kcal/h		2台
冷房能力3,940kw	暖房能力 5,760kcal/h		20台
冷房能力5,250kw	暖房能力 7,670kcal/h		11台
冷房能力4,880kw	暖房能力 7,400kcal/h		8台
冷房能力3,350kw	暖房能力 5,400kcal/h		5台
冷房能力6,800kw	暖房能力10,550kcal/h		1台

3 熱源廻り機器

①鑄鉄製真空式温水器	1,000,000kcal/h	2台
②鑄鉄製真空式温水器	60,000kcal/h	2台
③ポンプ類		
冷却水ポンプ	150φ×2,448L/min×15m×11.0kw	1台
	80φ×918L/min×15m×5.5kw	1台
冷温水ポンプ	80φ×280L/min×25m×3.7kw	1台
	50φ×275L/min×25m×5.5kw	1台
温水ポンプ	65φ×200L/min×85m×11.0kw	1台
	100φ×750L/min×20m×5.5kw	1台
	50φ×200L/min×82m×7.5kw	1台

	65φ×492L/min×20m×3.7kw	1台
	125φ×1,833L/min×28m×15.0kw	1台
	125φ×1,667L/min×28m×15.0kw	2台
	80φ×1,000L/min×27m×7.5kw	3台
循環ポンプ	40φ×60L/min×34m×2.2kw	2台
	40φ×100L/min×34m×2.2kw	2台
給湯加熱ポンプ	32φ×100L/min×7m×0.4kw	2台
	40φ×113L/min×7m×0.75kw	1台
給湯循環ポンプ	20φ×30L/min×8m×0.15kw	2台
	25φ×30L/min×8m×0.15kw	1台
排水ポンプ	50φ×100L/min×6m×0.4kw (4組)	8台
(水中型)	50φ×100L/min×6m×0.4kw (6組)	12台
給水ポンプ	50φ×1,300L/min×30m×3.7kw	4台
	32φ×140L/min×22m×1.1kw	1台
	50φ×300L/min×25m×3.7kw	2台

④熱交換機

・江ノ浦チウゴ式	1台	
交換熱量	1,100,000kcal/h	
1次側リスチーム	2kgf/cm ²	2次温水量 1,833L/min
・江ノ浦チウゴ式	1台	
交換熱量	600,000kcal/h	
1次側リスチーム	2kgf/cm ²	2次温水量 1,000L/min
・プレート式	熱量 331,500kcal/h	1台
	熱量 330,000kcal/h	1台
	熱量 231,000kcal/h	1台
	熱量 446,500kcal/h	1台
	熱量 115,000kcal/h	1台
	熱量 371,000kcal/h	1台
	熱量 183,000kcal/h	1台
	熱量 63,000kcal/h	1台
	熱量 20,000kcal/h	1台
	熱量 115,000kcal/h	1台
	熱量 295,000kcal/h	1台

⑤貯湯槽	1,300φ×2,000H	3,000L	2基
	1,400φ×2,000H	3,500L	1基 (使用不可)

4 自動制御機器

温水熱源系統、空調機(AHU-1)、排煙濃度計、ファン発停、水位警報、冷却塔制御各2式

5 ろ過装置

①循環ろ過装置 (25mプール、全自動式)	1式
ろ過装置	ろ過能力 163m ³ /h

ろ過ポンプ (片吸込渦巻形) 2.72m³/min×125/100A 15kw

プール水質モニター

・機器共通

殺菌剤貯留槽 有効 2,000L CLT-1

凝集剤貯留槽 有効 1,000L PAT-1 (使用不可)

滅菌ポンプ ダイヤフラム式定量ポンプ

注入量 12~120cc/min×10kg/cm²・0.1kw・PP-1.2

凝集剤注入器 ダイヤフラム式定量ポンプ

注入量 ~20cc/min×10kg/cm²・35kw・PP-1.2

アコプレッサ オイルフリー形・圧力スイッチ式 7kg/cm²

タンク30L 0.4kw・AC-1

ろ過自動制御盤 (屋内自立型) AP-1

②循環ろ過装置 (流水プール・全自動砂式) 1式

ろ過装置 ろ過能力 80m³/h

ろ過ポンプ (片吸込渦巻型) 1.34m³/min×24m×100/80A 11kw

起流ポンプ (斜流渦巻型) 6.0m³/min×4m×250A 7.5kw

噴水ポンプ (片吸込渦巻型) 0.101m³/min×8.5m×40/32A 0.4kw

プール水質モニター

③循環ろ過装置 (児童プール・全自動砂式) 1式

ろ過装置 ろ過能力 102m³/h

ろ過ポンプ (片吸込渦巻型) 1.7m³/min×24m×100/80A 11kw

滝ポンプ (片吸込渦巻型) 1.4m³/min×12m×80/65A 3.7kw

噴水ポンプ (片吸込渦巻型) 0.15m³/min×18m×50A 1.5kw

プール水質モニター

④循環ろ過装置 (着水・幼児プール・全自動砂式) 1式

ろ過装置 ろ過能力 37m³/h

ろ過ポンプ (片吸込渦巻型) 0.62m³/min×28m×65/50A 5.5kw

スライドポンプ (片吸込渦巻型) 3.0m³/min×20m×125/100A 15kw

プール水質モニター

⑤循環ろ過装置 (リラクゼーションジャグジー・全自動砂式) 1式

ろ過装置 ろ過能力 20m³/h

ろ過ポンプ (片吸込渦巻型) 0.34m³/min×27m×50/40A 3.7kw

プール水質モニター

気泡装置 (片吸込渦巻型) 0.36m³/min×24m×60/50A 3.7kw

バイブラ装置 ブロアー・1.12m³/min×2,000mmAg 1.7kw

気泡ポンプ 0.24m³/min 1.1kw

・機器共通

殺菌剤貯留槽 有効 1,000L

凝集剤貯留槽 有効 500L (使用不可)

滅菌ポンプ ダイヤフラム式定量ポンプ

注入量 12~120cc/min×10kg/cm²・0.1kw・CP-1~3

凝集剤注入器 ダイヤフラム式定量ポンプ
 注入量 $\sim 20\text{cc}/\text{min} \times 10\text{kg}/\text{cm}^2 \cdot 35\text{kw} \cdot \text{PP-1} \sim 3$
 圧縮機 オイルフリー形・圧力スイッチ式 $7\text{kg}/\text{cm}^2$
 タンク $30 \cdot \text{L}$ オートドレイン共 $0.4\text{kw} \cdot \text{AC-1}$
 ろ過自動制御盤（屋内自立型） 0.4kw AP-1
 ⑥循環ろ過装置（急速、全自動砂式） 1式
 急速ろ過装置 処理能力 $5\text{m}^3/\text{h}$
 塩素注入装置 $12 \sim 120\text{cc}/\text{min} \times 10\text{kg}/\text{cm}^2$ タンク $100\text{L} \cdot 0.1\text{kw}$
 凝集剤注入器 $\sim 20\text{cc}/\text{min} \times 10\text{kg}/\text{cm}^2$ タンク $100\text{L} \cdot 0.035\text{kw}$
 ろ過ポンプ （片吸込渦巻型） $0.084\text{m}^3/\text{min} \times 19\text{m} \times 40/32\text{A}$ 1.5kw
 逆洗ポンプ （片吸込渦巻型） $0.3\text{m}^3/\text{min} \times 15\text{m} \times 50/40\text{A}$ 1.5kw
 自動制御盤 全自動屋外壁掛型

ガス検知警報設備保守点検業務仕様書

1 委託場所 半田市乙川末広町50番地の1 半田福祉ふれあいプール

2 委託内容

(1) ガス検知警報装置点検 2ヶ所
 G型受信機(5回線) DC24V 2面 総合点検・外観及び機能点検
 感知器 DC-24V 5個 //

非常用電源 2ヶ所 //
 配線点検 2ヶ所 総合点検

(2) ガス緊急遮断弁点検 2ヶ所

操作盤 2面
 ガス緊急遮断弁 2台
 起動用ボンベ 2個
 配線点検 2ヶ所

※ 緊急ガス遮断装置点検結果報告書を提出のこと

(3) ガスヒートポンプ(3馬力) 1台

3 点検実施回数

(1) ガス検知警報装置点検 2回
 (2) ガス緊急遮断弁点検 1回
 (3) ガスヒートポンプ点検 1回

自動ドア設備保守点検業務仕様書

1 保守対象の設置場所及び機種

設置場所	半田福祉ふれあいプール	玄関
機種	株式会社ナブコ製DS型	2台

2 保守点検整備の対象

- ・ドアエンジン駆動部装置
- ・ドアエンジン懸架装置
- ・ドアエンジン制御部装置
- ・ドアエンジン操作スイッチ及び検出スイッチ

3 保守点検整備の内容

(1) 点検回数 年3回(4ヶ月に1回)

(2) 定期保守点検は次の項目とする。

- ・ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- ・ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
- ・ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- ・ドアが当たっていないか、摺れていないか点検整備
- ・消耗度の著しい部品はないか点検及び取替え

(3) 不調時点検整備

受託者は、委託者の故障呼び出しに応じ、技術員を派遣して正常な状態に復帰させること。
この場合の費用は受託者の負担とする。

4 保守点検整備等物品の負担区分

保守業務に係る消耗部品（ヒューズ、潤滑油、各種締結部品）は受託者の負担とする。但し、保守以外下記の装置部品の取替え等を行う場合の費用は、委託者の負担とする。

（エンジン、コントローラー、戸車、レール、操作スイッチ及び検出スイッチ、連結機構、ガラス、サッシ、鍵錠等の建具類等）

排煙・換気設備保守点検業務仕様書

- 1 委託場所 半田市乙川末広町50番地の1 半田福祉ふれあいプール
- 2 委託内容
 - (1) 保守点検 半田福祉ふれあいプールに設置されているオペレーター装置を良好な状態で維持管理するために行うこと。
 - (2) 保守点検設備 高窓開閉装置（外倒し窓） 44台
 - (3) 点検窓数 144窓
 - (4) 点検回数 年1回
 - (5) 点検実施日 本市（半田福祉ふれあいプール担当）職員と協議決定すること。

ウォータースライダー設備保守点検業務仕様書

半田福祉ふれあいプール（温水プール）のウォータースライダー保守点検業務をこの仕様書に基づいて実施してください。

- 1 対象設備：ウォータースライダー（2基）
- 2 指定管理者は、「建築基準法第8条第1項、第2条第2項、第88条第1項」及び「遊戯施設の維持及び管理に関する基準」に基づきウォータースライダーの点検、検査を行うこと。
- 3 点検、検査の実施回数は、以下のとおり年間4回とする。
 - ・定期点検 3回（9月、12月、3月の各月に実施）
 - ・定期検査 1回「定期点検1回を兼ねる」（6月に実施）
- 4 保守、点検の時期については、本市と協議のうえ決定すること。
- 5 ウォータースライダーの点検、検査の内容は、次のとおりとする。ただし、③揚水装置及び④電気装置に関する検査、点検については、電気設備保安管理、ろ過装置、アトラクション設備保守点検の結果を流用すること。
 - (1) 点検、検査実施項目
 - ① 構造部
 - ・地盤、基礎、アンカーボルト、構造部材、支柱、梁、補助部材及び接合部等の状態
 - ② 本体
 - ・スライダー本体、スライダー取付部、手すり、飛び出し防止壁等の状態
 - ③ 揚水装置
 - ・ポンプ、配管及び防振継手、電動機、計器、集毛器、弁類等の状態
 - ④ 電気装置
 - ・配電線、配管、動力盤、制御盤、操作盤、電圧計、電流計、表示灯、避雷設備等の状態
 - ⑤ スタート台及び階段部
 - ・スタート台及び階段の構造材、床、天井、安全柵等の状態
 - ⑥ 着水部
 - ・着水部本体の状態、着水部の水深
 - ⑦ 保安関係
 - ・安全柵、誘導柵、安全装置類、注意事項の表示等の状態
 - (2) 定期検査報告書の交付を受けるための手続
 - ・定期検査報告書の作成及び届出
- 6 保守、点検に必要な機械、器具、資材及び消耗品及び定期検査報告書の交付にかかる費用については、すべて指定管理者の負担とする。
- 7 不時の故障の際に、本市より通知のあった場合は、指定管理者は技術者を早急に派遣し、適切な措置を行うこと。
- 8 指定管理者は、点検の結果及び処置の内容について報告書を作成し、本市に提出すること。
- 9 この仕様書に定めのない事項については必要があるときは、協議のうえ決定すること。

建物警備業務仕様書

1 契約対象物件

所在地 愛知県半田市乙川末広町50の1
名称 半田福祉ふれあいプール

2 業務提供の方法

SPアラームシステム（セコム株式会社）

3 (1) 通信回線の種別

一般公衆回線使用

(2) 前号において一般公衆回線を使用する場合、異常情報送信のために使用される本市の電話は、次のとおりとする。

電話機	直営
電話局名	NTT
電話番号	(0569) 26-6661
名義人	半田市
電話種別	単独（切替無し）

4 本市が受託する業務の種類

- (1) 防犯 「提供業務」
- (2) 火災異常 「提供業務」

5 本仕様書に定めのない業務実施に関わる事項については、必要の都度、協議の上、文書にて取り決めること。

駐車場案内業務仕様書

- 1 業務に要する日、業務員配置人数及び業務時間
 - (1) 6月最終週の土・日及び7月～8月の土・日・祝並びに8月12日～16日とし、原則2名体制とすること。ただし、業務に要する日については、本市からの申し出により変更する場合があるものとする。
 - (2) 業務時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。
- 2 業務を行う場所

半田福祉ふれあいプール駐車場及び本市の指定する臨時駐車場並びにその駐車場への経路と本市の指定する場所。
- 3 業務内容
 - (1) 駐車場等の整理
 - (2) 駐車場内での案内
 - (3) 駐車場内身障者用駐車スペースの確保と案内
 - (4) 駐輪場への案内
 - (5) プール内に関する簡易案内
 - (6) 駐車場満車時の表示と他駐車場への案内
 - (7) 緊急車両の導線確保と誘導
 - (8) 雑踏内における安全と秩序の維持
 - (9) 駐車場での防犯警備
 - (10) 毎月の駐車場利用台数の報告（毎日まとめたもの）
 - (11) 周辺道路の路上駐車の見回り
 - (12) 異常事態発生時の対応と報告
 - (13) その他駐車場における運營業務全般
- 4 その他
 - (1) 駐車場案内業務ポスト数はこの仕様書によるが、天候により入場者数に変動がある場合は、現状を把握したうえで臨機応変に対応すること。
 - (2) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ定めること。

草刈業務仕様書

1 業務内容

本業務は、半田福祉ふれあいプールの環境美化を図るため除草等を行うものであり、その内容は次のとおりとする。なお、現状を放置することにより環境美化を損なう場合及び安全性を欠く恐れのある場合には、本市は、指定管理者に除草等を命じることができるものとする。

2 業務実施上の留意事項

- (1) 業務を行う日時については、事前に協議し決定すること。決定後、速やかに工程表を本市へ提出すること。また、変更が生じた場合は、直ちに本市へ報告し承諾を得ること。
- (2) 除草で出たゴミは放置せず、速やかに処理をすること。
- (3) 業務実施により建物及び樹木等に損害を与えた場合は、指定管理者の負担により補修すること。
- (4) 作業にあたっては、通行車両及び歩行者に十分注意し、事故の無いようにすること。
- (5) 作業実施の際には工程写真（作業前・中・後）を撮ること。

3 提出書類

- (1) 指定管理者は、業務終了後速やかに業務実施報告書を提出し確認を受けること。なお、作業実施の際に撮った工程写真を報告書と共に提出すること。

4 その他

本仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、協議のうえ定めること。